

令和元年第9回定例教育委員会会議議事録

会議室602

令和元年12月19日(木)

16時05分～17時05分

---

出席委員

教 育 長

梶 山 幸 範

教育長職務代理者

倉 橋 英 治

委 員

計 田 春 樹

委 員

今 村 保 恵

委 員

長谷川 武 司

---

事 務 局

部長

里 村 学

次長兼教育振興課長

木 村 敏 男

学校給食課長

沖 克 哉

学校教育課長

三 村 章 文

生涯学習課長

岡 本 克 則

スポーツ振興課長

紙 田 敬 久

文化課長

花 本 秀 之

書記 教育振興課総務企画係長

三 信 裕 司

書記 教育振興課主査

大 村 寿 行

---

議

題

三教委報第18号 令和元年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開）

三教委報第19号 県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

---

---

**梶山教育長** 令和元年第9回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、計田委員と長谷川委員にお願いする。

それでは、令和元年第8回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記** (令和元年第8回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**梶山教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**梶山教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**梶山教育長** それでは、議事に入る。本日の報告議案のうち、「三教委報第18号」を公開とし、「三教委報第19号」は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。

審議の順については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**梶山教育長** それでは、そのように取り扱う。

**梶山教育長** それでは、「三教委報第18号」について事務局から説明願いたい。

**木村次長兼教育振興課長** 三教委報第18号「令和元年第6回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明する。本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から三原市教育委員会に関する議案について意見聴取され、市議会が12月3日に開会となっているため、臨時代理により承認されたものである。提出議案は6件あり、8ページが補正予算の概要となっており、まず社会教育費、社会教育総務費で文化課に係る文化協会等支援事業費で、補正予算額204万円は、11月27日に設立したみはら文化芸術財団に対し、指定管理者として必要な初期費用を補助するものである。また、下段の140万円の追加は、事務所として使用するため必要な改修等を行うための費用である。債務負担行為の2点については、本年度指定管理期間が満了する2つの施設の指定管理料に関するものである。続いて、9ページの議第69号「重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、三原市の一部地域において1つの町や大字の区域内に、宅地や農地がある耕地部の土地の地番と、山林や原野がある山林部の地番が重複して存在していたことから、広島法務局が山林部の地番に1万もしくは2万の数字を加えて重複解消作業をしたため、これに伴う条例の整理をするものである。関係条例が21件あるが、教育委員会に係るものは、10ページの第1条「三原市立学校設置条例」、第2条「三原市学校給食共同調理場設置条例」、第3条「三原市宇根山天文台設置及び管理条例」、第4条「三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例」、第5条「三原市スポーツ広場設置及び管理条例」、12ページの第20条「三原市久井運動公園設置及び管理条例」である。それぞれの条例の中にある施設の地番を変更する関係で整理を行うものである。例示として、三原市久井運動公園については、従来の三原市久井町坂井原409番地3という表記に1万を加えて、三原市久井町坂井原10409番地3と改め、ほかの施設についても同様に整理するものである。

続いて14ページ、議第84号「三原市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正について」は、須波コミュニティセンターの経年劣化による移転に伴い、新たにコミュニティセンターの使用料の設定が必要になったことから、条例改正を行うものである。さらに移転により位置についても変更するものである。続いて16ページ、議第85号「三原市青年の家設置及び管理条例の一部改正について」は、条例に掲げる三原市久井青年の家の施設の利用者が減少し、また施設の経年劣化が著しいことから、施設として廃止するために条例案を提出したものである。続いて17ページ、議第86号「三原市北方グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について」は、この施設について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、新たな施設管理者を指定することとなったものである。指定管理者の指定団体については、2に掲げた通り特定非営利活動法人 森のおさるさんで、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、これまで行ってきた活動を継続するとともに、環境保全の経験を活かした管理をしていただくものである。続いて18ページ、議第90号「三原市芸術文化センターの指定管理者の指定について」は、指定管理期間が終了したため、地方自治法244条の2第6項により、新たな指定管理者を一般財団法人みはら文化芸術財団 理事長木川眞氏 三原市港町3丁目5番1号とし、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。以上6議案の提案に対して市長から協議をいただき、意見聴取に同意する回答をしたものである。

**梶山教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

**計田委員** 重複地番について、建物のある土地と、それを含めた周りの土地が重複していたのを解消したということなのか。

**木村次長兼教育振興課長** 宅地部分の地番と山林部分の地番が、たまたま同じ地番になっている場合があり、例えば、耕地部に同じ地番のある山地番の山林部分を開発して、施設や宅地等を作ったりしてきたために、同じ地番が2つ存在してしまっている状況がある。それによって行政的にも個人的にも混乱することになるため、それを解消するため、広島法務局が作業しているものである。

**梶山教育長** その他何か質問や意見はあるか。

**長谷川委員** 須波コミュニティセンター移転の開始時期と完了時期、移転後の新しい場所での使用開始時期が分かれば教えてほしい。

**岡本生涯学習課長** 須波コミュニティセンターの工事の改修時期は、本体工事が12月16日に完了し、電気設備工事は1月にずれ込む予定である。今後については、引っ越しを1月18日に行い、その後施設内の用意をし、2月1日に開所予定となっている。

**梶山教育長** その他何か質問や意見はあるか。

**長谷川委員** 三原市久井青年の家の廃止は、令和2年4月1日でいいのか。これら2点の廃止について、市民への周知徹底は広報で行うのか。

**岡本生涯学習課長** 廃止時期は、令和2年4月1日である。須波コミュニティセンターは地元の施設であるため、開所式の案内をして住民に周知をしていく。青年の家については、廃止になったときにホームページで知らせる予定である。広報等を通じての周知については、今後検討していきたい。

**梶山教育長** その他何か質問や意見はあるか。

**倉橋委員** グラウンド・ゴルフ場の指定管理者について、この団体は指定管理者として、何も問題ないため長く管理を任されているのだと思うが、長くやっているからこそその高齢化や法人としての運営などに心配な部分はないのか

**紙田スポーツ振興課長** この団体は、三原市北方グラウンド・ゴルフ場が旧本郷町のときに設置されたという経緯があり、地元の地域活性化や雇用創出ということで関わっていただいた。経営については、NPO法人の認可として捉えており、提出された資料などで経営は問題ないと考えている。運営に関しても運営側の高齢化、利用者側の高齢化の問題は課題としてあるが、評価として問題はないと考えている。

**梶山教育長** その他何か質問や意見はあるか。

(なし)

**梶山教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第18号」について、承認することに異議はないか。

(異議なし)

**梶山教育長** 全員賛成と認める。「三教委報第18号」は承認された。

**梶山教育長** ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

---

**梶山教育長** 以上で第9回定例教育委員会会議を終了する。

17時05分 教育委員会会議終了  
傍聴者なし

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_